

◆タイ現地法人の税務④ 個人所得税

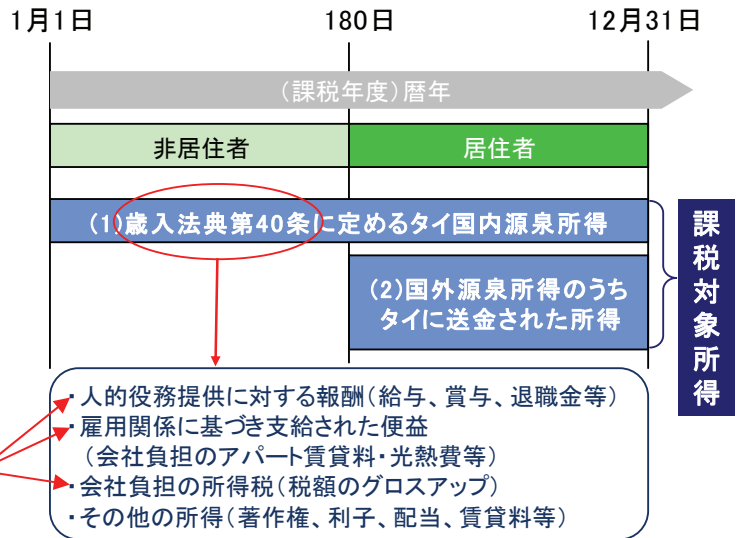
前回に続き、タイ現地法人並びにタイに支店を持つ日本企業に関連する重要な税務について解説する。
第4回目のテーマは日本人駐在員の個人所得税である。

【納税義務者・課税所得の範囲】

同一課税年度中に通算180日以上タイに滞在する者を「居住者」とし、(1)歳入法典第40条に定めるすべてのタイ国内源泉所得、および(2)タイ国外源泉所得のうちタイに送金された所得が課税対象となる。通算滞在日数180日未満の者は「非居住者」に該当し、(1)のみ課税対象となるが、租税条約第14条の1に基き、下記条件を全て満たす場合はタイでの課税は免除される。

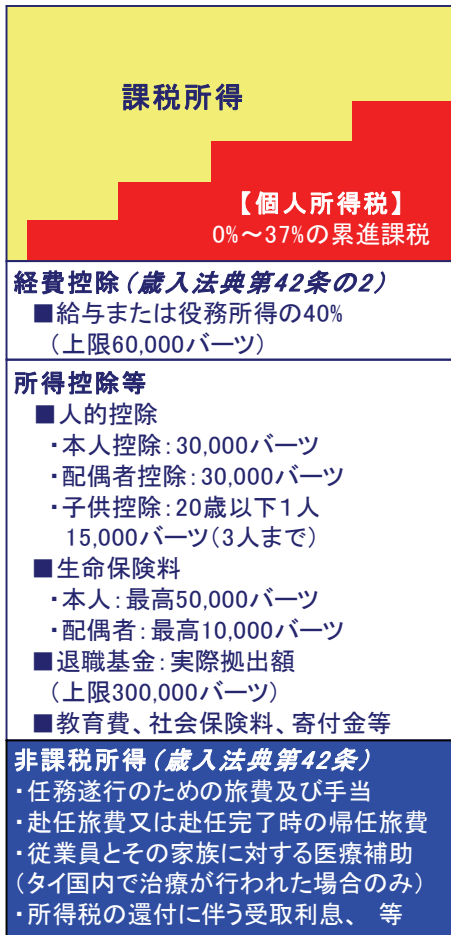
- ・課税年度を通して滞在日数が180日を越えないこと
- ・日本法人が給与等を支払うこと
- ・タイ法人が給与等を負担しないこと

(注)タイ居住者としての取扱いを受ける日本人従業員の本給、留守宅手当及び賞与等は、所得の受領地ならびにタイへの送金の有無にかかわらずタイ国内源泉所得となる。



【個人所得税の計算方法】

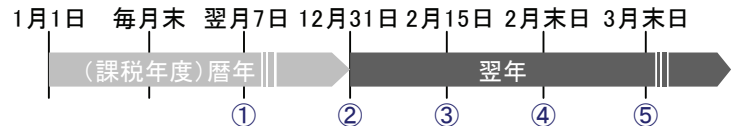
下図の通り、課税対象所得から経費控除、所得税控除等を差引き、0%~37%の累進課税を掛けて算出する。



課税対象所得

【個人所得税の申告・納税】

個人所得税の源泉徴収、及び確定申告等のスケジュールは下図の通りである。



- ① 毎月の給与支払の都度、所得税を源泉徴収し翌月7日までに申告・納税
- ② 年末の最後に支給される給与で過不足調整
- ③ 各従業員に源泉徴収税証明書を交付
- ④ 所轄税務署に年次源泉徴収税申告書を提出
- ⑤ 各個人が税務署に確定申告・追加納税

(参考)日本払い給与の取扱いについて

日本本社側が駐在員の給与を全額又は部分負担している場合、タイ法人への出資比率に関わらず、当該負担金はタイ法人への寄付金として損金算入を否認され、課税されるケースがある。出向中の駐在員の留守宅手当、又は出向先が経営不振等で駐在員に賞与を支給出来ず、出向元がその賞与を負担した場合は出向元の損金の額に算入することを認めるという通達もあるが、実際、どの程度の額までならば損金に認められるかという基準は示されていない。

【その他の留意事項】

■着任時

タイにて課税所得が発生した日から60日以内に、歳入局に対して納税者番号の申請をし、同番号を取得しなければならない。

■帰任時

タイから年の途中で出国する場合には、その年の1月1日から出国日までの所得金額に対する所得税を納付し、また翌年3月末までに確定申告をしなければならない。

(留意事項)掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。
また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。